

令和2年度千歳市町内会連合会 要望回答説明会資料

令和2年度千歳市町内会連合会要望目次

1	生活環境の整備について		
	(1) ゴミの収集について	【市民環境部】	・・・ 1
2	施設整備について		
	(1) コミュニティセンターの新設について	【市民環境部】	・・・ 4
	(2) 公園施設の整備について	【建設部】	・・・ 5
3	道路整備について		
	(1) 道路整備について	【建設部】	・・・ 6
4	防災・防犯について		
	(1) 災害時における避難所の認定や使用について	【総務部】	・・・ 8
5	交通安全対策について		
	(1) ハンプの設置について	【市民環境部】	・・・ 9
6	その他		
	(1) 町内会活性化のための事業の継続について	【市民環境部】	・・・ 10

令和2年度 千歳市町内会連合会要望事項の回答

1 生活環境の整備について

(1) ゴミの収集について

毎年問題となっているゴミの収集等についてであります。各町内会が設置し、維持管理しているゴミステーションの収集日において町内会に加入していない一部の住民の方のゴミ排出が非常に問題となっています。

収集日前の2、3日前からゴミを排出しているため、カラスによるゴミの散らかしなど、ゴミステーション周辺が汚れ、ゴミステーションの近隣住民が非常に迷惑をこうむるなどしています。

また、平成5年前に建設されたアパート・マンションではゴミステーションの設置義務もなく、町内会に加入していない住民が多くいることから一部にゴミ収集日のルールを守らず排出する状況が見受けられます。

市の担当課によるパトロール時には、すでにゴミが散乱した状態であり、ゴミ収集車が回収した後に行われることが多く、不適切な排出をしている時点では住民への指導がなされていない状況が見受けられます。

これらのことを直接、市(担当課)に現状を述べても、ゴミステーションの維持管理は町内会が行っており、町内会への加入を勧めていくとともに啓発や指導を継続していくなどとはされているものの、不適切な排出を事前に食い止めるものとは言えないこれまでの対応と同様の回答があったと市町連に苦情が寄せられております。

以上のことから非会員に限らず収集日以外に排出するなどのルール違反に対し例えば過料措置など具体的な罰則を設けることに併せ、実効性の高いゴミ収集を行うために千歳市廃棄物の処理等に関する条例をはじめ関係例規の改正を要望いたします。

このほか、昨年度の「町内会加入促進に関する条例」制定の要望については、調査研究していくものとされ具体化には至っておらず、またゴミの戸別収集の要望についても、経済性や効率性の観点から現在の方式を継続するものとされ、新たな対応が見いだせない状況となっております。

さらに今年度の町内会からの個別要望においても、ゴミステーションなどの維持管理における非会員の経費負担に対する行政の具体的対応をお願いしておりますが、啓発・指導等を行っていくとのこれまでと変わらない対応方法について説明を受けたところであります。

他の自治体の例となりますが、福岡県福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市ほか5町の自治体では、カラスによる散乱防止や交通渋滞防止の為、夜間に回収するなど時間帯を工夫しており、また、生ごみを含む燃やせるゴミについては黄色いゴミ袋を用いてカラスによるゴミの散らかし対策に効果を上げている例もあり、このような具体的で実効性が高い根本的な改善に向けた対応策について検討願います。

【回 答】

家庭廃棄物は年間約23,000トンが排出され、焼却、破碎埋立、再資源化など様々な方法で処分しており、一連のごみ処理の工程で最も市民の皆様が関わるごみの排出、収集運搬につきましては、町内会や共同住宅の所有者・管理会社の協力を得て、ごみステーションにごみを集積し、安全で効率的なごみ収集を実施しているところであります。

ごみステーションにつきましては、「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」に基づき、町内会や6戸以上の共同住宅の所有者・管理会社により設置されております。

令和2年10月末現在、市内に設置されているごみステーションは、町内会による設置が1,913か所（表示看板と飛散防止ネットのみの58か所を含む。）、共同住宅による設置が1,311か所、合計3,224か所となっております。

令和元年度に市がごみステーションから収集した家庭ごみの総量は、19,016トンで、そのうち、不適正排出されたごみの量は約100トン（啓発シールの貼付25,120袋）、割合としては全体の0.52%となっており、一部の市民の中には、「収集日以外に排出するもの」や、「分別が不十分なもの」などの不適正排出が見受けられます。

ごみは、毎日の生活の中で必ず発生するため、適正に処理することで生活環境の保全や公衆衛生の向上が図られるものであり、適正処理の推進に当たっては、市民の皆様や町内会、共同住宅の所有者・管理会社と市との市民協働による取組が極めて重要であると考えます。

このため、市民の皆様には、分別の徹底や、排出日の遵守、ごみステーションの清潔保持などの適正排出に努めていただき、町内会の皆様には、所有するごみボックス本体の破損等の修繕や、経年劣化に伴う更新などの維持管理の対応をお願いし、市においては、収集日などを掲載した表示看板の設置や、希望する町内会等への飛散防止ネットの貸与、ごみステーションの清掃、不適正排出に対する啓発・指導等を行っているところであります。

このうち、市が行っている不適正排出に対する取組についてであります。清掃指導員（市職員）による日常的なパトロールや、公募により委嘱した15名の千歳市適正ごみ処理推進員による不適正排出に関する調査・報告のほか、ごみの収集運搬作業の際や、町内会などの地域住民からの情報提供により、不適正排出されたごみを確認した場合には、啓発シールを貼付し、一定期間回収しないことにより、不適正排出者に改善を促しております。

さらに、不適正排出が改善されない場合は、清掃指導員がごみの内容確認などの調査を行い、その結果、排出者が判明した場合は、自宅を訪問し、適正な分別・排出について、直接指導を行っており、排出者が特定できない場合には、町内会とも連携を図るなどして、付近の共同住宅等への啓発チラシの配布や、ごみステーションへの注意喚起看板の設置などを行うほか、共同住宅所有者や管理会社に対し、入居者への指導や専用ごみボックスの設置を要請し、悪質なケースには、千歳警察署に重点パトロールの実施を要請するなどの取組を行っております。（別添資料参照。）

ライフスタイルや働き方が多様化する現代社会においては、収集日の前日の夜にごみを排出せざるを得ない市民もいるかと思いますが、ごみの不適正排出については、排出者のモラルの問題でもあることから、啓発や指導等の取組を継続していくことが重要であります。

これらの取組を迅速かつ、効果的に行うためには、町内会をはじめ地域にお住いの皆様の協力と情報提供が必要不可欠であり、これまでも、町内会などと連携を密にして取り組んだ結果、排出状況が改善傾向に転じたごみステーションもあります。

このことから、町内会において不適正排出を確認した際には、地域の事情をお伺いたうえで、状況に応じて不適正排出者への直接指導や、共同住宅等への啓発などを行ってまいりますので、環境センターまでご連絡をお願いいたします。

なお、収集日以外に排出するなどのルール違反に対する罰則規定の制定についてはありますが、調査により排出者を特定した場合には、自宅を訪問し、嚴重注意の上、直接指導を行い、悪質なケースには不法投棄案件として、警察に通報し立件、あるいは立件に至らずとも、嚴重注意してもらうなど、厳しく対処することにより、排出状況の改善につながっていることから、現段階では、過料を科すよりも行政による直接指導に一定の効果が見られるため、罰則規定を設けるなどの条例等の改正は考えておりません。

また、ごみの夜間収集については、昭和30年代に福岡市において交通渋滞を避けて作業効率を上げる目的で実施したのをきっかけに、ごみの共同処理を行う周辺市町に広がった経緯がありますが、本市においては夜間作業に伴う人件費の増加や騒音問題等が課題と捉えており、今後につきましても、町内会の皆様のご理解とご協力の下、共同住宅の所有者・管理会社、場合によっては警察とも連携を図りながら、市民協働によるごみステーションの適正な管理に取り組んでまいります。

※ごみの分別、適正排出に関するその他の取組

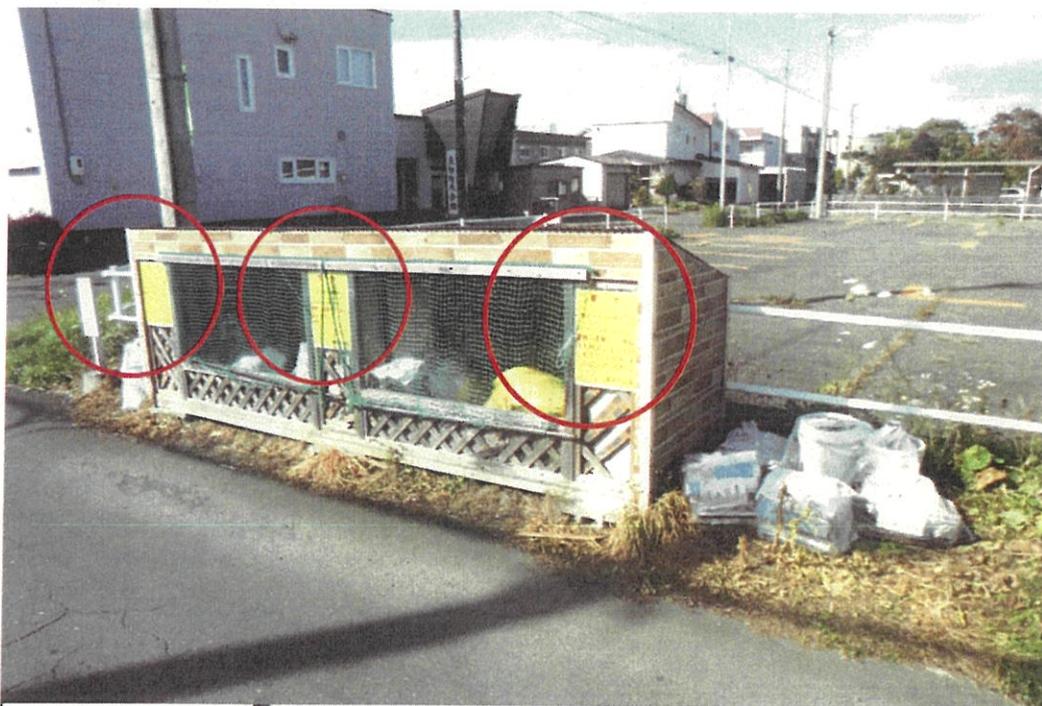
1. ごみの分別やごみステーションの使用ルールなどを掲載した「クリーンシティちとせ」を、毎年市民カレンダー4月号の号外として全戸配布している。
2. 広報ちとせの「美々ちゃんのごみ ひとくちメモ」のコーナーや特集記事、ホームページ上で各種啓発をしている。
3. 転入者や外国人への対応として、「クリーンシティちとせ」と「千歳市ごみ分別の手引き」、英語、韓国語、中国語の「クリーンシティちとせ簡易版」を市民課窓口で配布している。
4. 共同住宅入居者への対応として、「クリーンシティちとせ」と「千歳市ごみ分別の手引き」、英語、韓国語、中国語の「クリーンシティちとせ簡易版」を共同住宅管理会社に配布し、入居の際に渡している。

(市民環境部廃棄物対策課)

令和2年度千歳市町内会連合会要望回答添付資料

【市が町内会と連携・調整を図ったうえで、作成した啓発看板の例】

1 東郊町内会



(恒常的に不適正排出が発生したため、千歳警察署に相談をした。)

2 末広中区町内会



3 末広東町内会



4 花園町内会



5 住吉5丁目町内会



6 住吉北町内会



7 みどり台南町内会



スカイヴィラ入居者の皆様へ

「分別されていないごみ」・「収集日以外に出されたごみ」・「指定袋以外のごみ袋」が、ごみボックスに多く排出されているため、付近住民や住吉5丁目町内会より、苦情が多数寄せられています。

周囲の生活環境の悪化を招かぬよう、ごみは正しく分別して収集日を守り、出して下さい。

※ 分別不良・収集日・時間以外等で出されたごみは、中身を調査して、排出者に返す場合があります。

千歳市環境センター 廃棄物対策課

(廃棄物対策係 23-2110)

「シュエット」入居者の皆様へ

専用ごみボックスに、「指定ごみ袋で分別されていないごみ」、「指定ごみ袋以外で危険な有害ごみのガス缶等が混入したごみ」が、収集されずに残されております。

入居者の皆さんが使用するごみボックスですので、ごみは正しく分別して適正に出し直していただくようお願いいたします。

令和2年4月30日

千歳市環境センター 廃棄物対策課

廃棄物対策係 電話 23-2110

FAX 23-2492

**ごみは、収集日の朝8時30分
までに、市指定のごみ袋で出し
てください！**

収集日の前日等に出されると、カラスや猫
などにより、ごみが散らかされてしまい、ごみ
ステーション付近の住民の迷惑となります。

収集日当日の決められた時間までに出し
て下さい。

また、市指定のごみ袋以外で出されたごみ
は、収集しません。

みなさんの地域の環境を守るため、ご理解
とご協力をお願いします。

(千歳市環境センター廃棄物対策課 23-2110)

**ごみは、市指定のごみ袋で出して
ください！**

**最近、ごみボックスに、市指定ごみ袋以外
のごみ袋が出されています。**

**市指定のごみ袋以外で出されたごみは、
収集しません。**

**みなさんの地域の環境を守るため、ご理解
とご協力をお願いします。**

**※ 排出者の調査のため、清掃指導員が訪問
する場合がありますので、ご協力をお願い
します。**

(千歳市環境センター廃棄物対策課 23-2110)

2 施設整備について

(1) コミュニティセンター新設について

毎年要望しておりますが、新興住宅地におけるコミュニティセンターの新設を要望します。本年のコロナ感染症の拡大に伴い、市の避難所として指定されているコミュニティセンターの避難者数も見直しを迫られるほか、勇舞・みどり台地区等を中心とした新興住宅地では、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターがまだ建設されておられません。

大和・桂木地区方面に新設されることは決定済みであり、早期着工を要望するとともに勇舞・みどり台地区への新設を要望するものです。

【回答】

千歳市におけるコミュニティセンターの整備方針につきましては、概ね小学校の通学区域で人口が5千人から1万人程度の規模の地域を対象に災害や高齢者の見守りなど、行政と地域が一体となって対策の強化を図る必要があります。町内会活動を補完する新たなコミュニティを形成する必要性が高い地域を優先して整備を図ることとしております。

この方針に基づき、コミュニティセンターの整備を最優先すべき地域として、大和・桂木地区方面の地域住民との意見交換等を行っているところでありますが、建設の財源として予定していた国の補助金(防衛施設民生安定施設整備事業補助金)について、広域焼却施設建設事業と工事時期が重なり、その確保が難しくなったこと、加えて、みどり台小学校建設事業などの大型事業の実施や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により当面の市の財源確保が困難な状況となっております。

コミュニティセンターの整備にあたりましては、財源の確保が重要な課題であり、これまでの国との協議状況等を踏まえますと、整備に向けては一定の年数を要しますことから、まずは優先的に大和・桂木地区方面のコミュニティセンター整備に向けて地域との調整を引き続き進めることとし、勇舞・みどり台地区におけるコミュニティセンター整備につきましては、今後の課題として捉えてまいりたいと考えております。

(市民環境部市民生活課)

2 施設整備について

(2) 公園施設の整備について

公園に設置しているトイレについて、一部男女共用で使用しているトイレがありますが、大会やイベント等で公園のトイレ利用する場合には非常に混雑し、また防犯や使いづらさの点からも課題があるものと考えられます。

このことから公園内における男女別のトイレの設置を要望するとともに今後のトイレの整備及び改修の基本的な考え方を示していただきたい。

【回 答】

市では、現在開設している 209 の都市公園のうち、157 の公園にトイレを設置しており、そのうち、青葉公園や遺跡公園、みどり台公園など大規模で利用者が多い、22 の公園を男女別としており、また、小規模な街区公園などにつきましては、費用対効果の面から男女共用としております。

男女別のトイレを設置することにつきましては、新たに設置する費用が 2,000 万円程度掛かることや、イベント等の開催による一時的な利用者の増加については、主催者に仮設トイレの設置などの検討をしていただいておりますことから、新たに男女別のトイレを設置することは難しいものと考えております。

今後のトイレ整備の考え方についてであります。現在、市では、市民の皆様から要望が多い既存のトイレの洋式化を進めており、令和元年度までに 82 の公園の洋式化が完了し、残りの公園につきましても計画的に洋式化を進めてまいります。

また、老朽化などによりトイレ本体を更新しなければならない公園については、高齢者や障がい者など、誰もが安心して使用できる車椅子対応のバリアフリーのトイレを設置することとしております。

(建設部都市整備課)

3 道路整備について

(1) 道路整備について

一般の生活道路の補修等については、市が3年に1度見直しをかけ、緊急的なものを除き、優先順位を決めているとのことですが、下水道・ガス工事の補修後において工事前にはない段差ができるなど、道路状況が工事前より悪化し、車の往来時に揺れが発生する事態にも至っていることから、道路工事と下水道・ガス工事の一体的な管理体制の構築・見直しに向けた基本的な考え方及び3年に1度の見直しにおいてどのような優先順位で補修等が行われるのか年次計画を具体的に示していただきたい。また、道路の補修・整備については、毎年、各町内会から多くの要望が寄せられておりますが、要望しても補修等に至らず、翌年度も要望を継続するケースも多く見受けられますことから、年次計画を示すに当たりまして、道路補修等の基準となっているレベル1から5までの5段階について、写真入りの例示を各町内会に示していただくよう要望いたします。

【回答】

道路の整備についてであります。本市の道路は、昭和50年代以前から当時の基準で整備した「舗装厚さ50cm」などの道路が、経年劣化や凍上などの影響により、ひび割れや段差が生じている状況にあることから、「千歳市道路施設維持修繕計画」を策定し、定期的な点検により整備が必要な道路を把握し、整備を進めているところであります。

この計画のうち、生活道路の整備につきましては、3年に1回5段階で判定する定期的な路面調査を実施することとしており、平成29年度の調査では35.2kmの整備が必要な道路を確認したことから、これら道路について「舗装厚さ50cm」などの道路を「舗装厚さ80cm」へ置き換える整備を計画的に進めているところであります。

整備路線の選定につきましては、調査結果を踏まえ、路面の劣化度や通学路、交通量、家屋の連坦状況などを総合的に評価し、工事が特定の地域に集中することによる地域住民の負担軽減を考慮して、路線を決定しているところであり、道路整備までの間につきましては、道路パトロールや市民からの情報提供などにより、道路の補修による対応を行っているところであります。

このうち、生活道路の補修につきましては、経年劣化や埋設管の設置などにより、舗装の穴やひび割れ、段差が生じた場合、通行の支障となる穴埋めを主体に補修を実施しているところであり、とりわけ、冬季には、「舗装厚さ50cm」などで整備した道路を中心に、凍結などにより道路本体が上がり、マンホールなどの構造物との間に段差が生じる場合がありますことから、水道局と連携して、マンホール周りの舗装の補修も行っているところであります。

また、埋設管の設置による段差を抑制する取組としましては、平成22年度には「千歳市道路掘削及び路面復旧工事要綱」を策定し、上下水道やガスなどの埋設物を設置する工事において、工事後に発生する段差や施工の継ぎ目などから、舗装の損傷が広がることを防ぐため、道路占用を許可する際に、舗装の復旧方法等について指導を行うとともに、工事後において、不備があった場合には施工のやり直しを指示しているほか、毎年、各埋設物管理者と工事予定等の情報共有を図ることを目的とした「道路

工事調整会議」を開催し、できるだけ舗装の切断回数などが少なくなるよう調整を行うなど、各埋設物管理者と連携し一体的な管理に努めているところであります。

これら部分的な「道路の補修」につきましては、道路整備までの間、パトロールや市民からの情報提供などにより損傷状況の把握に努め、都度、緊急性などを判断し補修を行うとともに、全市的な道路の整備につきましては、「千歳市道路施設維持修繕計画」に基づく、計画的な道路整備を進め、今後も、安全で安心な道路環境の確保に努めてまいります。

(建設部道路管理課・道路建設課)

道路補修(令和2年度に実施した補修の事例)

生活道路 舗装の穴



生活道路 舗装の穴



生活道路 マンホール周りの損傷



道路整備(点検における路面判定の目安)

レベル2

「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性の低下」等が認められるが道路機能としては問題なし



レベル3

「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性の低下」等が認められる



レベル4

「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性の低下」等に加え、構造的破壊が認められる



レベル5

「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性の低下」等が著しく、構造的破壊が全面的に認められる



4 防災・防犯について

(1) 災害時における避難所の認定や使用について

災害時において各町内会が管理する町内会館につきましても、指定避難所に避難するよりも距離的に近くある場合があり、町内会役員が町内会住民を避難誘導する場合においても誘導しやすいなどの利点があります。

さらには、コロナ禍により指定避難所の収容人数も減員されるなど、千歳市地域防災計画の見直しも必要であります。このことから、準避難所としての性格を備える町内会館の活用に関して、防災計画の位置付けを明らかにするとともに避難時の連携体制を構築していただきたい。

【回答】

市では、地域の人口や施設の収容可能人数などを踏まえ、地震や洪水などの災害に応じて指定避難所を指定し、長期保存食や非常用発電機、日用品など、備蓄品の計画的配備を進め、安全安心に避難できる施設の環境整備に努めております。

また、大規模な災害時には、指定避難所への市職員派遣や物資の供給など、効率的に避難者への支援を行うことが必要と考えており、原則、指定避難所への避難をお願いしているところです。

しかしながら、大規模な災害においては予期せぬ事象が発生することも想定される場所であり、避難に時間的余裕がない場合や移動に危険を要する場合などには、自らの命を守ることを第一にして、地域独自の計画やルールで定める町内会館等への一時的な避難も重要なことと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、指定避難所内で3密対策を行った場合、施設によっては収容能力を超えることも想定される場所であり、町内会館の安全や感染防止策が確認された場合には、一時的に滞在する避難場所としてご活用いただけるものと考えております。

なお、町内会館は、地域独自の計画などにおける、一時的に滞在する避難場所でもありますことから、地域防災計画に避難所として位置付けすることは考えておりませんが、町内会独自に一時的な避難場所として町内会館を位置付ける場合には、平時からの情報共有が必要と考えておりますので、ご相談いただきますようお願いいたします。

(総務部危機管理課)

5 交通安全対策について

(1) ハンプの設置について

近年の新興住宅地は郊外へ進展しており、それらの住宅地の交通量も急激に増加しています。住宅地の造成に交通規制に係る整備が追い付かず、信号機及び標識・看板等の設置が十分に進んでいません。小学校周辺の住宅地は特に新興住宅が多く、通学路に対する整備が不十分だと思われます。

また、国道などの幹線道路に面する地域には大型の共同住宅や商業施設が多く建築されていることから、交通量が増え続け、事故の発生が危惧されております。交通事故防止の観点から、交通量の多い道路や新興住宅地は優先的に横断歩道、一時停止線、速度制限、信号機及び標識・看板などの交通規制に伴う整備が必要であると考えます。交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられていることも理解しております。

しかしながら交通安全に対する願いは半永久的なものです。地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、引き続き北海道公安委員会に対し継続して要望していただくようお願いいたします。

さらに小・中学校の通学路周辺道路については、通行する車両へのスピードを抑制する効果が期待されるハンプを計画的に設置されるよう要望いたします。

【回 答】

市では、信号機や横断歩道等の設置に関して寄せられた多くの要望の趣旨を踏まえ、「交通規制要望書」として集約し、毎年、千歳警察署を通じて北海道公安委員会に要望しており、引き続き、公安委員会の権限とされる信号機等の設置や一時停止、右折禁止、速度制限などの交通規制に係る事項につきましては、北海道市長会と連携し、北海道知事や公安委員会に対して予算確保などを要請するとともに、千歳警察署とも相談しながら粘り強く要望を継続してまいります。

なお、これまで、事故の発生が危惧される箇所等に対する注意喚起看板の設置など、市として実施可能な安全対策を行っておりますが、今後も道路状況や設置環境を確認しながら適切な対応に努めてまいります。

また、ご要望のあった「ハンプ」とは、交通安全対策の一つとして、道路の路面に凸状（とつじょう）部分を設け、振動を予想させることにより減速を促すものや、路面に色文字やデザインを標示すること（イメージハンプ）により、ドライバーの視覚に訴え減速を促すものがあります。

現在、市内においては、信濃2丁目の信濃小学校グラウンド側横断歩道付近へのイメージハンプの設置や、本町3丁目の千歳小学校前のカラー塗装などを実施しているところであります。

通学路周辺の交通安全対策については、市が事務局となっている「千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会」の中に、市町連をはじめ、警察、学校、PTA及び道路管理者等で構成する「通学路交通安全対策専門部会」が設置されており、こうした対応を含め、今後、通学路へどのような対策が必要かを検討してまいります。

(市民環境部市民生活課)

6 その他

(1) 町内会活性化のための事業の継続について

現在、市の補助を受け、町内会の活性化支援事業に取り組んでおり、今年度が3箇年度の最終年度となっているところでありますが、各町内会においては、コロナ禍にあって各種事業や行事が自粛又は中止となり、活動が停滞していることへの新たな対応が強く求められている現状にあります。

このような中、町内会の主要な伝達手段である「回覧板」を取りやめている町内会や独自の工夫としてゴミステーションの場所に「町内会の掲示板」を設置し、回覧を減らすための新たな取組みを試みる町内会も出てきております。

さらに町内会での情報伝達手段に関しては、ホームページのほかメールやSNS等の活用が有効と考えられますが、活性化支援事業において実施したアンケート調査においては、スマホやパソコンといった機器の準備における課題や活用方法が難しいといった意見が多く寄せられております。

これらのことから、掲示板の設置、パソコン等の機器整備と活用のための講習会の開催、町内会館におけるWi-Fiの設置などに対する助成制度をはじめ、町内会活性化に資する事業を継続的に実施いただきますよう要望いたします。

また、コミュニティセンター利用者が各種の情報を十分に活用できるよう各コミュニティセンターにおけるパソコンとWi-Fiの設置について併せて要望いたします。

【回答】

平成30年度から実施しております「町内会活性化支援事業」は、町内会活動の活性化及び加入率向上につなげる効果的な取組を他の町内会へ普及・啓発し、町内会活動全体の底上げを図ることを目的に、市町連が主体となって専門的な知識を有する事業者と業務委託契約を結び、事業展開を行ってまいりました。

今後におきましては、この3年間の取組成果を各町内会において、できることから活用・実践していただくことが重要と考えております。

現在のコロナ禍における町内会活動のあり方や今後のデジタル化社会の進展などを踏まえ、要望内容をよく検討したうえで、町内会活動に対する必要な支援に努めてまいります。

(市民環境部市民生活課)